

PRAMĀṆAVĀRTTIKAM II, 10

木 村 俊 彦

*sthitivāpravr̥ttisaṁsthānaviśeṣārthakriyādiṣu | iṣṭasiddhir asiddhir vā dr̥ṣṭānte saṁśa-
yo'tha vā ||*

本誌前巻二号において、標題簡処に関する筆者の研究に対し、異なる解釈を試みた方が居られたので¹⁾、注目されたことに感謝しつつ再点検し、総括した結果を報告したい。

ダルマキールティが Pramāṇavārttikam 第二章（認識所依定立の章、通称は宗教章）の第10偈で批判した所の、ニヤーヤ学派による神の証因群、上掲前半偈の例示を仮に「a, b, c 等」と略称すれば、そのうちの a 因（sthitivāpravr̥tteḥ=後に作働する故に）について、カマラシーラの証言に従えばウッディヨータカラのものであり、現行 Nyāyavārttikam に典拠を求められないので、G. Jhā および E. Steinkellner と共に改竄とした²⁾。その場合に推理できる改竄の論理としては、 $S_x \supset P_x \cdot Q_x$ という命題を、 $S_x \supset Q_x \therefore S_x \supset P_x$ という証明式に変更しているというものであった。今少し補って解釈すると、「或る物が極微や業即ち質料因や道具因）であれば、それは作働する以前に知ある動力因に主宰され、かつ主宰されて作働する」というカマラシーラの紹介した主張を、「或る物が極微や業であれば、それは知ある動力因に主宰されている、なぜならそれは（主宰されて）後に作働するから」と分解したとなすのである。C 因も同様にして、「或る物が元素であれば、それは保持等の作用に際して知ある動力因に主宰され、かつ主宰されて作働する」という主張を、「或る物が元素であれば、それは知ある動力因に主宰されて作働する、なぜならそれは保持等の作用があるから」と改めたのではないかという意趣であった。

これに対して異説者は、ウッディヨータカラに別の著作があったという「可能性に基づいた上で」「NV 以外の著作を批判対象と考える方が自然である」と言われる。すなわち、厳密に対応する簡処が見られないからウッディヨータカラに別の著作あり、という類推であるが、ウッディヨータカラに Nyāyavārttikam 以外の著作があったことは全く知られていない。（もちろん無かったという argumentum ex silentio ではなく。）その中でウッディヨータカラは Hetuvārttikam お

よび Hetvābhāsavārttikam の名を挙げているが³⁾、ジャヤンタのいう vārttikakṛt と共に、先蹤の著と私は見る。「証因の評釈」と「擬似証因の評釈」が併行してあったとすれば、Nyāyasūtram I, 1, 34-35 のいわゆる Hetusūtram に対する評釈、および同 I, 2, 4 に対する評釈であろう。他方、ジャヤンタは「評釈作者による音声無常の証明の陳述がある」として、次の証明を引く⁴⁾。

音声は無常なり。旋律があることを我らの外官で現量得なる故に。瓶の如し (anityaḥ śabdo jātimatve satyasmadādibāhyakaraṇapratyakṣatvād ghaṭavad iti)

他方ウッディヨータカラは「ここで論式あり」として、次の論証を述べている⁵⁾。

音声は無常なり、強弱の境なる故に。苦楽の如し。(anityaḥ śabdaḥ tīvraṇaṇḍaṣāyatvāt sukhaduḥkhavad iti)

同じ論理の証因ながら、〈高低〉を〈強弱〉に言い換えている所に、六世紀の先学の論理を安易に借用していると評せられる⁶⁾ ウッディヨータカラを我々は見るのである。因みにジャヤンタは、カマラシーラがアヴィッダカルナの用いた証因と伝える b 因を挙げている⁷⁾。

また、「特殊な形態」なる証因を我らは述べる。現量得なるものに対し、一切否定を願ったとて誰も異解を試みない。だから証因は不成ではない。

(atha vā sanniveśaviśiṣṭatvam eva hetum abhidadhmahe / yasmin pratyakṣata upalabhyamāne sarvāpālāpalampatā api na kecana vipratipattum utsahante / tasmānāsiddho hetuḥ /)

従って Hetuvārttikam とアヴィッダカルナの神の証明を結びつけることは可能である。ジャヤンタは（あたかもウッディヨータカラがヴァーツスヤーヤナに対する如く）ウッディヨータカラを無視していると評されることとあわせ、興味深いものがある。問題はカマラシーラの証言にある。プラシャスタのものなどは、現行 Padārthadharmasaṅgrahaḥ にないものを二箇所引用しているのである。この書では、デイグナーガの認識論と論理学の依用と、マヌ法典の宇宙論を借用したシヴァ神学で手一杯の様子で、神の証明にまでは到らない状況である。神の一切知者性を証明しようとしたとされるが、この疏には神知論はない。

次いで言えば、カマラシーラの引く神の讃歌は、正理学派ではウッディヨータカラがはじめて聖教として援引する『マハーバーラタ』の有名な一節である。

有情は無知なり、己れの苦楽も支配せずして。神に動かされて天国にも地獄にも行くのだ。(ajño jantur anīśo'yam ātmānaḥ sukhaduḥkhayoḥ / īśvaraprerito gacchet svargaṃ vā śvabhram eva vā //)

旧約詩篇のように高揚した感情で謳う極めて特徴あるもの故、カマラシーラが Nyāyavārttikam を見て書いていることの状況証拠になろう。これも改竄説の間接的な証明である。この歌については既に考察した。

また異説者は、ウッディヨータカラの神論中に神知の永遠性の定立があるのにダルマキールティは無視したのだろうか、Nyāyavārttikam が批判対象ならば「正確に引用し批判するはずである」と言われる。が、残念なことにインド哲学文献にそのような原則が確立しているわけではない⁸⁾ 上に、神知永遠説はその直前、筆者の言う第一 c 節で斥けている⁹⁾。かつそのような神知論も神の主宰者の証明の中に含意され同時に成立しているとされる、正理学派のいう adhikaraṇa-siddhāntaḥ である。存在性 (astitvam) そのものも含まれているとウッディヨータカラは言う¹⁰⁾。だからスコラ神学において試みられたような存在証明ではない。ダルマキールティの問題意識にもあったように、何が衆生の絶対憑依 (pramāṇa-bhūtaḥ) であり、人生上の霧海の南針たり得るかであったから、神・主宰者説＝動力因説の擬似証因を指摘して破斥するのである。

次に「a, b, c 等においては」とダルマキールティが例示した証因についてであるが、これらは「等においては (-ādīṣuḥ)」とあるように、すべて同じ論理学的問題を孕んでいるのである。プラジュニャーカラグプタの説明では、広い意味での結果を意味している¹¹⁾。特定の証因が重複証明 (iṣṭasiddhiḥ) 事例欠如の不定似因 (asiddhir dr̥ṣṭānte) 又は証因自身の疑問 (saṃśayaḥ) による不成似因と認定されるものではないのである。正理学派の神の証明自体が同じ論理学的パターンを踏んでいるのであって、その問題は既に見たと思うし、ウッディヨータカラ自身がステロタイプな証明方法をノーハウ的に教えている所も瞥見した。

そこに脱落したはじめの訳は、「(創世時ばかりでなく) 目下においても (魂を神が支配する) 論証はこうだ。死せる者の法・非法の業は知ある作因に主宰される、として同じ論証になる¹²⁾、」というものだ。どの証明も、主張命題の賓辞は「知ある作因に主宰されて (buddhimatkāraṇādhiṣṭita-)」となす。主辞は地等の元素といった質料因でも、業という道具因でも、顕現せる粗大な世界の諸結果でも良いとされる。だから X を全称記号で表わし、 $(X)(S_x \supset P_x) \cdot (X)(S_x \supset R_x)$ と示すことができる。証因 R_x は X が a, b, c 等であるに従ってその法、いわゆる宗法 (pakṣadharmāḥ) であることを言っている。すなわち、あらゆるものが質料因、道具因又は結果 (所産) として、知ある作因に主宰されている、となすものである。 P_x は超経験界の命題である、神に支配されていることを内容とする

宗賓辭（このことをダルマキールティは論理的に破したのである）であるが、 R_x は総て経験している事柄——非精神なる故に、色等を有する故に、粗大な所産であるから、見・触の対象であるから、等——である。もちろん事例も日常の事象を挙げ、 P_x を導びくように見せて、実は X が山河等になると、 P は人間ではなく神に主宰されることを意味する詭弁を構成する比論なのである。

所で異説者は証因の論理学的問題が各別異であるとなす根拠に、デーヴェーン ドラブディの註釈を挙げている。マノーラタサンディンも同じ趣旨を述べて¹³⁾、小著の序に述べた如く座右に置いていたことが理解される。所で彼らが a と c のみ挙げたのは、 b 因が続く偈で挙げてあるからで、註釈の意旨は小著で解釈した猶予不成似因の注意と同じ論理である。Pañjikā は次の様に読む。

「後の作働の故に」「作用能力の故に」というこれらの証因は、「または不確定である。」そのような性質の人格(神)によっては不確定である。そのような性質の他なる人格(神)に主宰されて、ずっと後から (sthitvā sthitvā)¹⁴⁾ 身体等を作動するなら、無限遡及に陥るからだ。それ故そのような人格(神)に主宰されて作用を為すこともない。彼(神)は後から作働することがないのも不合理だ。(もしそうなら)一切の所作に対して一度に働くという矛盾に陥るから。(そのような人格が)作用することもない。(神の)性質を損うからだ。(Pv. -Pañjikā Tib. ver. Derge ed. 8b, 7-9a, 2)

b 因を次偈で小著の解釈の如くに例示したのは、単に韻律上の都合である。先の命題函数を利用すると、 $S_x \supset R_x$ という宗法性が不確定なものは、『ニヤーヤ・ビンドゥ』III 章56-62 句で言われる不成似因であり、第11偈以下の注意がそれと対応する。因みに小著44頁14行目を、「付篇の第三章五十六—六十二句およびそれらの釈を参照」と訂正しなければならない¹⁵⁾。

$S_x \supset R_x$ という宗法性を示す小前提において、 X が山や河ならば、全知全能の例の人格＝神に主宰されて後に生起し—— X が質料因や業なら作働することで、pravṛttiḥ は両方の意味に渉る——その様な形態をとり、水を流すなどの作用を發揮することは、仏教側に認められない。「知ある動力因」という曖昧な表現は証因自体が不確定な猶予不成の似因なのである。プラジュニャーカラグプタなどは、saṃśayaḥ を dṛṣṭānte に掛けて、尚かつ不成似因としている。

atha vā dṛṣṭānte saṃśayaḥ / tenaiśvareṇa saṃśayo'naikāntikatā saṃsthānasyāsiddhatvāt / (Pv.-Bhāṣyam p. 41)

この場合も、神による形態は事例に挙げるには不確定要素があるということで、

(種々の)形態という証因は不成であるからそうなるという解釈。本来事例の問題は証因の問題に含められるから(『ニヤーヤ・ビンドゥ』III-121), 事例の不成立または不確定なることは $R_x \supset P_x$ ($\sim P_x \supset \sim R_x$) すなわち同品定有(異品遍無)という遍充式を構成する大前提が疑問や不成立の場合で, そのような証因は不定似因である。しかしプラジュニャーカラは「(仏教側に)〈形態〉なる証因が認められないから」として猶予不成を示唆している。

小著 42 頁 10 行目の「不成似因」はこのプラジュニャーカラグプタの筆にひきずられたもので, 「不定似因」と改めなければならない。かつ次行の間註を「付篇の第三章九十六句参照」と訂正する。また同じく 45 頁 14 行目の「六十四句」を「六十二句」に訂正してお詫びする。

尚, 第 11 偈以下の事例が b 因のみでないことをプラジュニャーカラは老婆親切に念押ししている。

sanniveśādi sanniveśo vastutvaṃ sthitvāpravṛttir vā yādṛṣi.....tādṛgadhīṣṭhātraṇu-
mānam upapannam / (ibid., p. 42)

常住不変のものは無常・転変するものと逆に作用性がなく, もし作用能力があるとすれば, 更に他の動力因を想定しなければならず, かくて無限遡及に陥る事は, 小著の分類による第二 b 節で言っている。ウッディヨータカラが「草の葉(trṇam)」を主辞にすることを例示していたが, ダルマキールティの見解では, その動力因は地等の固有相(svalakṣaṇam)であり, 種子が質料因になる。(第 25 偈参照)「見・触の対象なる故に」という証因は, 草の葉を神の御作業とは認めない仏教側に認められないので, 不成似因となる。デーヴェンドラブッディが強調しているのは, 如何に仏教側が X=山・河等のケースで浮上する全知全能にして常住不変の動力因を認め得ないかということであった。その注意は第二節, 二 a 節, 二 b 節に涉り, 『ニヤーヤ・ビンドゥ』の不成似因の定義に該当するものである。

しかるにジュニャーナシュリーミトラは第二節に対する詳細な論考 Vārttika-ślokiṅvyākhyānam で出版本(Tibetan Sanskrit Works Series Vol. 5) 16 頁に涉って“saṃśayo 'tha vā”の句について論じており, 他の第 10-16 偈に対する考察と比しても異常に多い。すなわちこの句が如何に難解の名所であるかを理解するのである。この論考は大部な神論批判の論文である Īśvaravādādhikāraḥ に含まれているものだ。他日機会を改めて報告することもあろうが, ニヤーヤ学派の散逸した神論をここからフラウフルナー門下のウィーン学派が渉獵している。ともか

くここでは、「実質的には同品定有性も異品遍無性も（敵者の意図する論証には）無いから、意思あるものというだけの資辞に対して、結果たること（に括られる a, b, c 因等は）不共（不定）の（似因であることを）或いは示さんとして曰く、“saṃśayo’tha vā” と」¹⁶⁾としていることを見ておけば良い。しかしこれは「知ある者」という概念を常住の知ある者＝神と狭義に解釈する場合にだけ起るケースで、それはむしろ “asiddhir vā dṛṣṭānte” に該当するものであり、我々は採らない。またジュニャーナシュリーは先行するヴァールツェツィカ諸註釈を一切無視している。

尚、小著の序で述べたダルマキールティの年代 (c. 600-660 年) と異なる説をデンマークの C. Lindtner 氏が主張している¹⁷⁾ので、それについて付言したい。

言うまでもなく一般に認められているダルマキールティの上記年代は E. Frauwallner, *Landmarks in the History of Indian Logic* (WZKS. 5) で提唱されたもので、玄奘にふれられていず、義浄に述べられていることから、日本の学者に受け入れられるものだった。これにディグナーガの c. 480-540 年説が加わる。むろん circa ということで、± 20 年位の誤差は予想しなければならない。ヴァーチャスパティミシュラやシャーンタラクシタなどの例外を除いて、インド思想上に確定年代を置く事が大変であるからやむを得ないとして、リントナー説は本稿の神の証明の問題にも間接的に関わってくるので等閑に付する事ができない。

なぜならディグナーガの死とダルマキールティの死が 60 年の隔差では、ディグナーガの論理学をニャーヤ学派が受容し、更にそれに沿った神の証明を三人以上のニャーヤ論師 (pseudo-Prāśasta も含め) が提唱し、更にダルマキールティがそれらを見て主著で反論するのは、当時の状況に鑑みれば如何にも慌しすぎるのである。「ダルマパーラについて出家した」などのターラナータの記述は瑜伽行派の有名論師を作為的につないだに過ぎず、受戒の師と修学の師をこみにしている。そしてバーヴァヴィヴェカ (バヴァヤではない)¹⁸⁾ はダルマパーラ (c. 530-560) に批判されていることを梶山教授が示されている¹⁹⁾。ダルマキールティにふれている *Madhyamakaratnapradīpaḥ* がバーヴァヴィヴェカの作ならば、ダルマキールティはディグナーガと同世代になってしまうだろう。江島恵教氏の推測により八世紀バヴァヤの著とすると、リントナー氏指摘の事実が理解されるのである。しかしダルマキールティの別著 *Tattvanīṣkarṣaḥ* があったことなどは新しい研究である。但し密教家のダルマキールティは全くの同名異人である。私は讃仏乗の精神を中心に、世俗的哲学的に経部、神秘主義的には無相唯識を宣揚して

いると見ているが、他稿でそれを言っている。

- 1) 木村誠司「Nyāya 学派の自在神存在論証に対する Dharmakīrti の批判」(『印度学仏教学研究』第35巻2号)。
- 2) 木村俊彦『ダルマキールティ宗教哲学の原典研究』(木耳社) 42-43頁。Cf. Jhā's English translation of *Tattvasaṅgrahaḥ* (Gaekwad's Ori. S.) Vol. 1 p. 71 footnote; E. Steinkellner, *Zur Zitierweise Kamalaśīla's* (Wiener Zeitschrift für die Kunde Süd- und Ostasiens Bd. 7) S. 128 f.
- 3) Uddyotakara, *Nyāyavārttikam* (Kashi Skt. Ser.) p. 128, p. 168 Cf. Śāntarakṣita, *Vādanyāyāṭikā* (Buddha Bharati Ser.) p. 130.
- 4) Jayanta, *Nyāyamañjarī* (Kashi S. S.) p. 212.
- 5) Uddyotakara, op. cit., p. 290.
- 6) G. Oberhammer, *On the Sources in Jayanta Bhaṭṭa and Uddyotakara* (WZKS. 6).
- 7) Jayanta, op. cit., p. 179.
- 8) カルナカゴーミンの「クマーリヲ曰く」との引用指示のある句が現行 Ślokavārttikam に見出されないものもあることについて、太田心海氏の本巻掲載論文を見られたい。
- 9) Cf. "anītye'pīśvare nāsti pramāṇatā / na tat pramāṇam / kuta etat / kathañcin-nopakāryatvāt /" (Prajñākagupta, Pv. -Bhāṣyam p. 34).
- 10) Uddyotakara, op. cit. p. 457.
- 11) Prajñākagupta, op. cit. kārikā 250.
- 12) Uddyotakara, op. cit. p. 467.
- 13) Cf. Pv. -Vṛttiḥ, BBS. p. 10.
- 14) Cf. "yad vastu sthitvā sthitvā pravartate....." (Pv. -Bhāṣyam p. 35).
- 15) 同様にして、木村前掲書(註2)の38頁及び97頁間註のアポーハ説の簡処を、「自比量章(マルヴァニア本)第41偈から」と訂正しなくてはならない。いずれも不注意な過筆であった。木村「アポーハ論における認識と存在の問題」(『南都仏教』第50号)参照。
- 16) Jñānaśrimitranibandhāvalī (TSWS.) p. 287.
- 17) C. Lindtner, *Apropos Dharmakīrti, Two New Works and a New Date* (Acta Orientalia 41. Copenhagen 1980) この論文の複写について、東北大学大学院生久保田君のお世話になった。
- 18) Cf. Lindtner, *Adversalia Buddhica* (WZKS. 26) p. 183, Ejima's letter.
- 19) 梶山雄一「清弁・安慧・護法」(『密教文化』第64・65号)。

付記：ダルマキールティ自身が『ヴァーダ・ニヤーヤ』で神の証明の主張命題を載せていた。“puruṣātiśayapūrvakāni tanubhuvanakaraṇādini” (BBS. ed. p. 66) というもので、これまたカマラシーラの伝えるアヴィッダカルナの命題主辞の四分三と共通するだけで、やはり改竄と考えられる。尚「身体・世界(対象)・感官」の分類はヴァイシェーシカ派の範疇論である。(東海女子大学助教授)